

令和7年 11月26日

関係者 各位

更生会社株式会社エヌシーガイドショップ
管財人 田中 信一郎

キャッシングご入金分の返還に関するQ&A

株式会社エヌシーガイドショップ（以下「弊社」といいます。）は、利息制限法に基づく制限利息を超えた約定金利を制限利息に引き直す計算を行い、その結果、一部の会員各位におかれましては令和6年11月22日付の更生手続開始決定（以下「開始決定」といいます。）の時点においてキャッシング利用に係る残高が存在しないことが確認されました。

当該会員各位において、開始決定より後に弊社にいただいたキャッシング利用に係るご入金分につきましては、弊社の不当利得となり会社更生手続上の共益債権として優先的に返還すべき金銭に当たりますので、これを会員各位に返還させていただくこととなりました。

本件について想定される質問に対する回答を作成いたしましたので、ご確認いただきたく存じます。

1. 返還対象となる条件について

Q01 返還の対象となる条件を教えてください。

A01 更生手続開始決定が行われた令和6年11月22日の時点で、キャッシング利用に係る残高がない方が行った、令和6年11月22日より後に行ったキャッシング利用に係るご入金分が返還の対象となります。

Q02 令和6年11月22日以前の入金分については返還されないのですか。

A02 今般の返還は、会社更生法上、共益債権の弁済として行われます。同法において、更生会社に対する不当利得返還請求権が共益債権として扱われる対象は更生手続開始「後」に生じた請求権に限られています（会社更生法127条6号）。更生手続開始「前」、すなわち令和6年11月22日以前にご入金いただいた分には、キャッシングの残高状況にかかわらず、会社更生手続においては共益債権ではなく更生債権として取り扱われ、届出・調査・確定を経て更生計画に基づく弁済（弁済率1.9%）を受けることになります。なお、既に更生債権の届出期間は終了しておりますので、今から更生債権を届け出することはできません。

Q03 ショッピングの利用分について入金した分は、返還されないのですか。

A03 ショッピングの利用分は、ご入金の時期にかかわらず、返還の対象にはなりません。

今般の返還は、キャッシングに適用される利息制限法に基づく制限利息を超えた約定金利を制限利息に引き直す計算を行った結果、キャッシング利用に係る残高が存在しない状況で弊社が受け取った金銭については、不当利得として弊社が返還をすべき金銭に当たるためです。

ショッピング利用分につきましては、利息制限法に基づく再計算の対象ではなく、引き続き弊社に弁済をしていただく必要がございます。返還の対象にはなりませんので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

2. 返還手続について

Q04 返還を受けるためには、いつまでに何をすればよいのですか。

A04 お手元に届いた「返還額確認書兼申告書」及び「振込先指定書」をご記入の上、令和7年12月末日（必着）までにご返送ください。

昨今の郵便事情により投函から到着までに時間を要することもありますので、お早目のご返送をお願いいたします。

Q05 期限までに返送をしないとどうなるのですか。

A05 手続の進行状況によっては返還を受けられなくなる場合もございますので、お早目のご返送をお願いいたします。

Q06 「返還額確認書兼申告書」及び「振込先指定書」が届かないのですが、どうすれば良いですか。

A06 「返還額確認書兼申告書」及び「振込先指定書」は、今回の返還手続の対象となる会員のみを送付しています。A01に記載の条件を満たすご入金（更生手続開始決定が行われた令和6年11月22日の時点でキャッシング利用に係る残高が無い方が行った、令和6年11月22日より後に行ったキャッシング利用に係る入金分）を行われていない会員には送付されませんので、いまいちど返還の条件についてご確認をお願いいたします。

なお、条件を満たしているにもかかわらず書類が届かない場合には、大変お手数ですが、会員情報とともにカスタマーセンターにお問い合わせをいただきたくお願いいたします。

Q07 「返還額確認書兼申告書」には、何をどのように記入すれば良いのですか。

A07 令和7年8月1日以降にご入金をされた方は、具体的な入金日と金額をご記入ください。

令和7年8月1日以降にご入金のない方は、返還額を確認の上、そのままご返送ください。

弊社の債権管理システムの稼働終了に伴い、弊社において確認可能な範囲が令和7年7月末時点までの金額に限定されており、弊社では以降にご入金いただいた金額の精査が困難な状況にあるため、令和7年8月1日以降のご入金については、お客様の申告を基に、弊社で確認を行った上で返還を行うこととさせていただいております。ご理解をいただきますようお願いいたします。

Q08 令和6年11月22日より後に入金した金額と、「返還額確認書兼申告書」に記載された返還額が一致しないのですが、「返還額」が誤っているのではありませんか。

A08 ショッピング利用分のご入金は返還の対象にならないため、ショッピング利用分の残高がある会員については、ご入金額がショッピング利用分の弁済にも充当されますので、令和6年11月22日より後にご入金いただいた金額と、弊社からお知らせしている返還額は必ずしも一致しないこととなります。

お客様のショッピング利用分の状況をご確認いただきたくお願いいたします。

Q09 ショッピング利用分を考慮したとしても、「返還額」が誤っていると思うのですが、どのようにすればよいですか。

A09 返還額が異なる旨のご主張が有る場合には、お手数をおかけいたしますが、「返還額確認書兼申告書」の余白にその旨をご記入いただくとともに、ご入金額が分かる資料（お振込の明細など）を同封してご返送をいただきますようお願い申し上げます。

Q10 返還が行われるのは、いつ頃になるのですか。

A10 ご返送いただいた書類に特段の不備がなければ、書類の返送をいただいてから概ね1か月以内を目途として、振込送金手続を実施する予定です。なお、振込送金にかかる手数料は弊社が負担いたします。

3. 相続が生じた場合について

Q11 本人が亡くなっています。返還を受けるために何を提出すればよいですか。

A11 ご本人が亡くなられた場合については、以下の書類をご提出ください。①遺産分割協議などにより単独の相続人が決まっている場合と、②まだ遺産分割が済んでいない場合とで、提出すべき書類が違ってきます。

①遺産分割や遺言により単独の相続人が決まっている場合

◎遺産分割協議による場合、次の書類を提出してください。

- ・亡くなられたご本人が出生してから亡くなるまでのすべての戸籍（または除籍・改製原戸籍）謄本
- ・相続人全員の戸籍謄本（なお、現在の戸籍謄本だけでは相続関係が明らかにならない場合、さらに以前の戸籍謄本などの提出が必要になる場合があります。）
- ・遺産分割協議書の写し
- ・遺産分割協議書に捺印したすべての相続人の印鑑登録証明書

◎遺言書による相続の場合には、次の書類を提出してください。

- ・亡くなられたご本人の除籍謄本
- ・議決権を行使する相続人の戸籍謄本
- ・家庭裁判所で遺言書を検認した旨の証明がある遺言書（または公正証書による遺言書）の写し

② 遺産分割がまだ済んでいない場合には、次の書類を作成・提出してください。

- ・亡くなられたご本人が出生してから亡くなるまでのすべての戸籍（または除籍・改製原戸籍）謄本

- ・相続人全員の戸籍謄本（なお、現在の戸籍謄本だけでは相続関係が明らかにならない場合、さらに以前の戸籍謄本などの提出が必要になる場合があります。）
- ・（◎相続人が複数の場合）相続人目録 議決権を行使する相続人代表者をお決め頂き、すべての相続人がそれぞれ自分の住所・氏名・電話番号等を記入し、捺印した「相続人目録」を作成してください。また、「相続人目録」上部に「以下の相続人全員の代表者を●●●●とする」と記入してください。

Q12 法務局が発行した登記官の認証付き法定相続情報を取得していますが、一覧図は被相続人・相続人の戸籍謄本の代わりにになりますか。

A12 法定相続情報一覧図は被相続人・相続人の戸籍謄本の代わりにになります。相続人が複数いらっしゃる場合は、相続人代表を決めていただき法定相続情報一覧図と相続人目録をご郵送下さい。

Q13 戸籍謄本などの証明書はどこで取得できますか。

A13 戸籍関係の証明書は、原則として、その方の本籍地の市区町村役場でしか取ることができません。なお、令和6年3月1日から、本人またはその配偶者及び直系親族の方の戸籍（除籍）謄本、改製原戸籍謄本のみ、本籍地以外の市区町村でも取ることができるようになりました（戸籍証明書の広域交付）。

法務省 戸籍法の一部を改正する法律について（令和6年3月1日施行）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html

請求には、官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です。本籍地の市区町村役場が遠い場合は、郵送などの方法で請求することができます。お住まいの市区町村の役場や対応するコンビニエンスストアで、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスを利用できる場合もあります。戸籍関係の証明書に関する問い合わせは本籍地のある市区町村の役所の戸籍担当窓口（戸籍課、住民戸籍課など）にお問い合わせ下さい。

Q14 相続人が複数いて、遺産分割協議書の作成には時間がかかるのですが、どうすればよいですか。

A14 返還を受けるために、相続人において遺産分割協議書を作成していただく必要はありません。相続人が複数いらっしゃる場合は相続人代表者を決めていただき、相続関係を疎明する必要書類をご用意のうえ、ご郵送下さい。相続人代表は、あくまで本件について

手続きを進めるうえでの代表者であり、遺産分割の内容を決める遺産分割協議と関わりありません。

Q15 債権者本人が亡くなっていたため、相続関係を疎明する書類を送付しますが、原本類は返却を希望します。

A15 返信用封筒を同封していただければ、疎明資料の確認が終わりましたら原本類は返却いたします。

Q16 本人が亡くなっていたため、相続関係を疎明する戸籍等を取得しなければならないのですが、取得費用がかかるため、弁済金の受領については放棄を考えています。

A16 ご本人が弁済金を受け取れない、または受け取りを拒否するなどの事情がある場合、更生会社は、当該弁済金を供託させて頂くことになりますので、ご了承ください。

Q17 振込先指定書を提出しましたが、姓の変更により指定した口座の名義が変更になりました。どこへ連絡したらよいですか。

A17 姓が変わったことにより、ご指定いただいた口座の名義が変更になった場合は変更後の戸籍謄本と変更後の通帳の写しをご郵送下さい。

(郵送先) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目21-19 東急虎ノ門ビル7階

桜川協和法律事務所

更生会社株式会社エヌシーガイドショップ事件書類受領事務担当 行

Q18 振込先指定書を提出しましたが、相続の発生により指定した口座が凍結されてしまいました。返還金を受領するにはどうしたらよいですか。

A18 相続関係の疎明書類をご準備のうえ、ご郵送ください(郵送先はA17ご参照ください)。書類の確認がとれ次第、相続人の方へ改めて振込先指定書を送付致します。

4. その他

Q19 先日、更生会社から投票用紙や振込先指定書などが届いて返送したのですが、この件とは別に書類を返送する必要があるのですか。

A19 「振込先指定書」と「相続関係の疎明書類」は手続共通の書類として扱いますので、ご提出をいただいた方については、重ねてご提出いただく必要はありません。

なお、更生手続における債権認否の結果、弊社に対する過払金返還請求権が存在すると

認められた更生債権者の方には、更生計画案とともに、更生計画案に対する投票用紙及び更生債権の弁済を行うための振込先指定書をお届けしておりますが、これらは更生債権者において、更生計画案の書面投票及び更生債権の弁済のために行われているもので今般のご案内は別の手続きです。「振込先指定書」「相続関係の疎明書類」以外は、別々に返送いただく必要があるものとご理解いただければと思います。

Q20 私は更生手続において債権届出書の提出をしなかったのですが、それでも返還はされるのですか。

A20 更生手続において債権届出書を提出されていなかった場合でも、A01に記載の条件を満たすご入金（更生手続開始決定が行われた令和6年11月22日の時点でキャッシング利用に係る残高がない方が行った、令和6年11月22日より後に行ったキャッシング利用に係るご入金）は、返還の対象となります。

今般の返還は共益債権の弁済として行われるものですが、更生手続において、共益債権については、債権届出書を提出したかどうかにかかわらず、随時弁済されることとなっております。

Q21 更生手続が開始されてから時間が経過していますが、今になって返還されるのはなぜですか。

A21 今般の返還は、利息制限法に基づく制限利息を超えた約定金利を制限利息に引き直す計算を行った結果、キャッシング利用に係る残高が無い状況でご入金をいただいたことが確定したためですが、この確定作業に時間を要したためです。

更生会社には平成8年3月31日以前の取引データが残っておらず、また、更生会社は、平成22年の貸金業法改正を機に新システムに移行したものの、平成8年4月1日から平成22年の新システム移行までの旧システムのデータについても電子データの形では残しておらず、この間の約14年間の取引については、銀行口座の入出金データのほか、A4用紙で約130万枚に相当する「ご利用代金請求明細書」「個人残高明細書」等がマイクロフィルムに収められているだけでした。

その結果、キャッシングに対する返済額のための引直し計算を行うため、債権届出の申出受付から債権の確定までを一貫して処理できるようデータを一元化するとともに、マイクロフィルムの記録をOCR処理しテキスト化したデータから円滑に引き直し計算を実施できるよう、システムを構築することが必要でした。

一方、更生会社においては、取引データを利用するサーバーの契約期限が終了することが確実であったことに加え、取引データ活用のために追加あるいは新規でシステムを構築

する莫大なコストを捻出する財務的基盤も乏しかったため、限られた人員とリソースの中でシステムを整備する必要があり、その結果、返還対象になる方と返還すべき金額を確定させる作業に時間を要することとなりました。

ここまで時間を要しまして恐縮ですが、以上の事情についてご理解を頂けますと幸いです。

Q22 「キャッシングご入金分の返還について」との書面が送られてきました。キャッシング利用分については、今後は入金をしなくてもよいのですか。

A22 はい。「キャッシングご入金分の返還について」との書面をお送りしている会員各位については、現在弊社が保有する債権についてはキャッシング利用分の残高が無いことが確認されているため、キャッシング利用分は入金していただく必要がありません。誤って入金をされてしまいますと確認から返還までに時間を要する場合がございますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

Q23 ショッピング利用の残高については、どうすればよいのですか。

A23 ショッピング利用分は、今回の返還手続の対象とはなりません。なおショッピング利用分の残高の有る会員各位には、別途、以降の手続についてのご案内を差し上げる予定です。そちらをご確認ください。

＜お問い合わせ先＞

更生会社 更生会社株式会社エヌシーガイドショップ
 カスタマーセンター

電話番号 099-216-3553